

<令和6年度個人住民税の主な変更点について>

○森林環境税(国税)の課税が始まります

令和6年度から、森林の整備等に関する施策の財源として、森林環境税(国税)が課税されます。

森林環境税は、特別区民税・都民税(個人住民税)の均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市区町村が賦課徴収することとされており、その税収は、全額が森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与されます。

○復興のための臨時措置の終了

東日本大震災の教訓から、地方自治体の防災対策に充てるため、平成26年度より特別区民税・都民税の均等割額にそれぞれ500円が加算されていましたが(復興財源確保法に係る措置)、令和5年度で終了となりました。

○国外居住親族に係る扶養控除等の見直しについて

令和6年度より、年齢30歳以上70歳未満の国外居住親族について、次のいずれにも該当しない場合は扶養控除等の適用及び非課税限度額計算をする際の扶養親族の対象から除外されます。

- ・留学により非居住者となった者
- ・障害者
- ・扶養控除等を申告する納税義務者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者

上記に該当する国外居住親族について扶養控除等の適用を受けようとする場合は、下記リンクを参照し、申告してください。

[国外居住親族に係る扶養控除等の適用](#)

○上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等に係る課税方式の統一

上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等に係る所得の課税方式について、これまでは所得税とは異なる課税方式を選択することができましたが、令和4年度税制改正により、令和6年度(令和5年分)から所得税の課税方式と一致させることになりました。

これに伴い、**令和5年分以降の所得について、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することはできません。**

[上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等に係る課税方式の選択について](#)